調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ空調設備改修工事

番　号	名　　称
M-01	特記仕様書(1)
M-02	特記仕様書(2)
M-03	案内図，配置図兼仮設計画図
M-04	空調設備機器表
M-05	換気設備機器表
M-06	空調設備系統図
M-07	１階撤去平面図
M-08	２階撤去平面図
M-09	１階新設平面図
M-10	２階新設平面図
M-11	１階ﾘﾓｺﾝ改修平面図，２階ﾘﾓｺﾝ改修平面図
M-12	１階天井改修平面図，２階天井改修平面図，ﾌｪﾝｽ詳細図

設計図承認日：令和８年２月２７日

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	図面リスト	No. M-00
調布市総務部営繕課			13 枚の内

特記仕様書

第１編　共通事項

第１章　工事概要

1.1　工事件名　調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ空調設備改修工事

1.2　工事場所　調布市国領町４丁目１９番地４５

1.3　敷地面積　３９０．４０㎡

1.4　建物概要　軽量鉄骨造２階建

1.6　備考

(2)　週休２日制工事の適用については以下による。

〇本工事は、現場閉所により実施する「週休２日工事」である。週休２日を補正し、予定価格を算出しているため、週休２日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休２日促進工事」実施要領」及び「調布市週休２日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休２日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務極の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページから、それぞれ入手できる。

1.7　工事種目別概要

(1) 全館において、ガスヒートポンプ空調機の撤去、新設及び増設を行う。

(2) 全館において、換気扇の撤去及び新設を行う。

(3) 上記に伴う電気設備工事及び建築工事を行う。

第２章　一般事項

調布市では、「ＩＳＯ１４００１」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1　適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「令和５年版　東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和５年版　東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和５年版　東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における〇については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2　特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3　契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から１年以内及び２年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4　成績評定について

調布市工事成績評定要綱（平成17年３月３日付要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

〇対象

2.5　工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7　各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.9　読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第１項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第２条第２号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第４章　施工区分

4.2　工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

〇発注者の負担とする。

第２編　工種別事項

第１章　一般事項

第１節　総則

1.1.1　官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第１項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2　現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(2)　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

〇工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

〇橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

〇工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3)　専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.3　工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第５条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4　工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.6　建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

オ　マニフェスト等による報告

(ｱ) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。

(ｲ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ｳ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(ｴ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア　現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(ｱ) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

〇現場で発生した建設発生土を使用する。

1.1.7　過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8　保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。

また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第２節　工事関係図書

1.2.1　実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

(1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。

(2) 全体工程表（ネットワーク工程表とする）、月間工程表及び週間工程表を作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。

1.2.3　工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

〇作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

〇作成する。

(3) デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア　対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第２章　写真撮影の要領４(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

イ　対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ　使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。

エ　本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第３章　写真の整理と保存１」で規定されている写真編集には該当しない。

第３節　工事現場管理

1.3.2　施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

施工条件は，次による。

(1) 工事中は，施設利用者の安全に留意し事故のないように十分気を付けて施工すること。

(2) 主要工事を児童の少ない時間帯に行い、施設運営に支障をきたさないよう工程計画を立てること。

(3) 資材の搬入及び廃材の搬出については、監督員及び施設管理者と協議し、日時等を決定すること。

(4) 作業箇所は養生及び清掃を行い、工事前と同等の状態に復旧すること。

1.3.4　石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2　石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1　事前調査」、「第29章　石綿除去工事」の当該事項による。

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

〇図面による。

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

①　建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日　厚生労働省　国土交通省　環境省告示第１号　令和２年７月１日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

②　（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和５年９月30日までに登録されたもの。

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省ＨＰ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ＨＰ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

(3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(4) 石綿含有ガスケット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

【報告の対象箇所】

新築工事の着手年：平成19年

※アスベスト含有材なし。

第４節　機器及び材料

1.4.1　環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1)「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア　本工事で指定する環境物品等は、次による。

(ｱ)　特別品目

〇高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）

〇環境配慮形（ＥＭ）電線・ケーブル

〇エコセメントを用いたコンクリート二次製品

イ　受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ　受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ　受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1　一般事項」、「2.3.2.1.1　一般事項」(1)、「7.3.2.10.2　塗料」(2)及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1 環境への配慮」(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。

1.4.2　機材の品質等（標準仕様書1.1.4.2）

(2) 再生材の品質は、次による。

〇次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

ア　再生クラッシャラン(RC-40、RC-30)

ク　再生骨材Ｌを用いたコンクリート

1.4.3　機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第５節　施工

1.5.1　排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

〇一般工事用建設機械

（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

1.5.2　低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1)　次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

エ　クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

シ　発動発電機

第６節　しゅん功図等

1.6.1　完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2　しゅん功図」による。）

1.6.2　しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）

ア　屋外配管図

イ　各階平面図及び図示記号

ウ　主要機械室平面図及び断面図

オ　各種系統図

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア　電子データ版（CD-R等）　２部

1.6.3　保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ　その他の保全に関する資料

〇鍵・備品・工具リスト

〇保証書

〇建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

1.6.4　電子納品　（標準仕様書　1.1.7.4）

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

〇貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

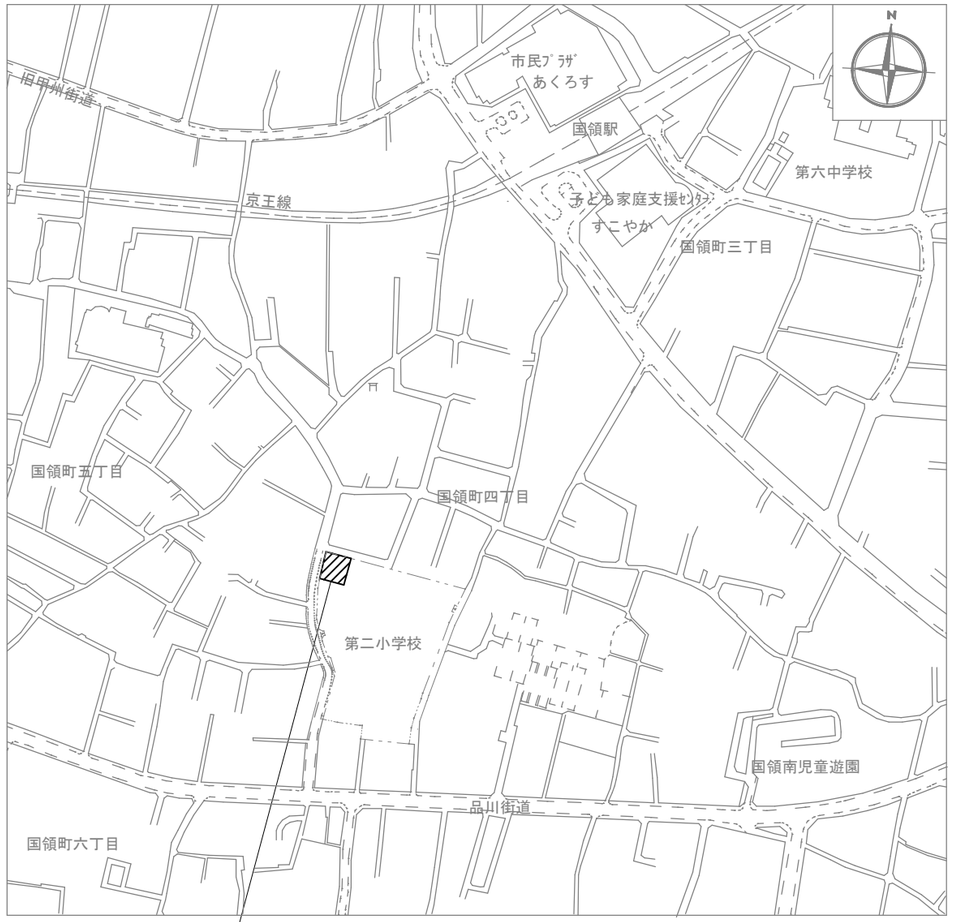

調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ
調布市国領町4丁目19番地45

案内図　NOSCALE

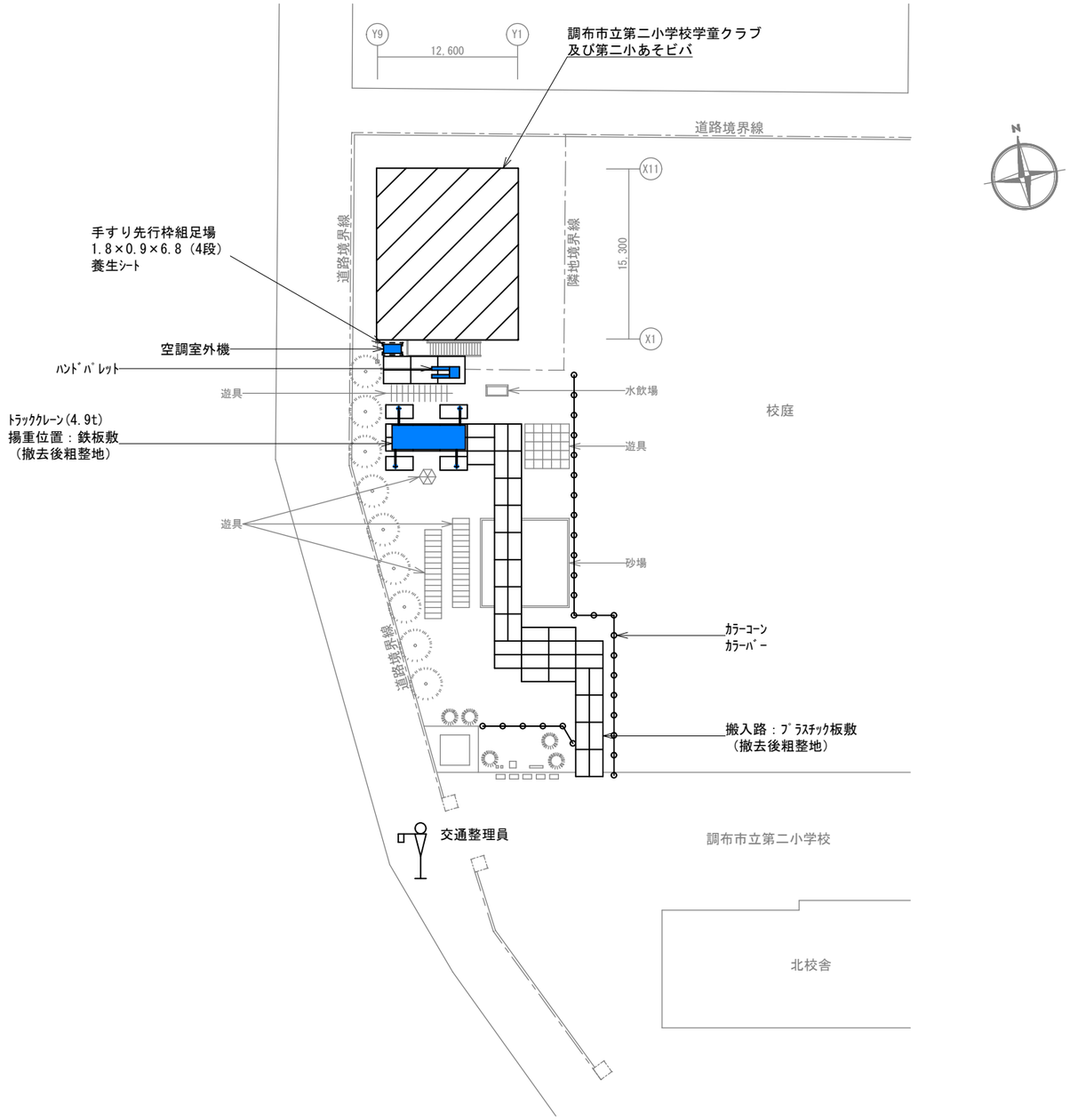

配置図兼仮設計画図　S=1/500

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	案内図 配置図兼仮設計画図	No. M-03
調布市総務部営繕課			13 枚の内

空調設備撤去機器表

記　号	名　称	仕　様	備　考
GHP-1'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室外機	ﾋﾞﾙﾏﾙﾁ形 冷房能力　56.0kW 暖房能力　63.0kW ガス消費量(冷)　38.3kW ガス消費量(暖)　43.0kW	設置場所：1階屋外 設置台数：1台
GHP-1-1'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　11.2kW 暖房能力　12.5kW	設置場所：1階多目的室 設置台数：2台 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-2'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　2方向 冷房能力　2.2kW 暖房能力　2.8kW	設置場所：1階事務室 設置台数：1台 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-3'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　11.2kW 暖房能力　12.5kW	設置場所：2階育成室 設置台数：2台 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-4'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　2方向 冷房能力　3.6kW 暖房能力　4.2kW	設置場所：2階事務室 設置台数：1台 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-5'	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　5.6kW 暖房能力　6.7kW	設置場所：2階多目的室 設置台数：1台 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ

空調設備新設機器表

記　号	名　称	仕　様	備　考
GHP-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室外機	ﾋﾞﾙﾏﾙﾁ形，ﾘﾆｭｰｱﾙ対応機 冷房能力　71.0kW 暖房能力　80.0kW ガス消費量(冷)　64.1kW ガス消費量(暖)　64.5kW 三相　200V 消費電力(冷)　1.37kW 消費電力(暖)　0.70kW	設置場所：1階屋外 設置台数：1台 臭気低減機能付
GHP-1-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　11.2kW 暖房能力　12.5kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.187kW 消費電力(暖)　0.174kW	設置場所：1階多目的室 設置台数：2台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　2方向 冷房能力　2.8kW 暖房能力　3.2kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.039kW 消費電力(暖)　0.035kW	設置場所：1階事務室 設置台数：1台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-3	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　14.0kW 暖房能力　16.0kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.209kW 消費電力(暖)　0.200kW	設置場所：2階育成室 設置台数：2台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-4	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　2方向 冷房能力　4.5kW 暖房能力　5.0kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.041kW 消費電力(暖)　0.037kW	設置場所：2階事務室 設置台数：1台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-5	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　4方向 冷房能力　7.1kW 暖房能力　8.0kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.072kW 消費電力(暖)　0.068kW	設置場所：2階多目的室 設置台数：1台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-6	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	天井ｶｾｯﾄ形　2方向 冷房能力　4.5kW 暖房能力　5.0kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.041kW 消費電力(暖)　0.037kW	設置場所：2階廊下 設置台数：1台 ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ標準装備 付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ
GHP-1-7	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 室内機	壁掛形 冷房能力　2.8kW 暖房能力　3.2kW 単相　200V 消費電力(冷)　0.028kW 消費電力(暖)　0.034kW	設置場所：2階物置 設置台数：1台 付属品：ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟｷｯﾄ，ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ

※　消費電力は参考とする。

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	空調設備撤去機器表 空調設備新設機器表	No. M-04
調布市総務部営繕課			13 枚の内

換気設備撤去機器表

記　号	名　称	仕　様	備　考
EF-1'	換気扇	天井埋込形 φ150×550m3/h×50Pa	設置場所：1階多目的室×2，2階育成室×2 設置台数：4台
EF-2'	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ150×300m3/h×50Pa	設置場所：2階多目的室 設置台数：1台
EF-3'	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ100×180m3/h×50Pa	設置場所：2階事務室 設置台数：1台
EF-4'	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ150×150m3/h×50Pa	設置場所：1階事務室 設置台数：1台
EF-5'	換気扇	天井埋込形 φ150×220m3/h×50Pa	設置場所：1階男子ﾄｲﾚ，2階男子ﾄｲﾚ 設置台数：2台
EF-6'	換気扇	天井埋込形 φ150×170m3/h×50Pa	設置場所：1階女子ﾄｲﾚ，2階女子ﾄｲﾚ 設置台数：2台
EF-7'	換気扇	天井埋込形 φ100×100m3/h×50Pa	設置場所：1階ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ 設置台数：1台
EF-8'	換気扇	天井埋込形　2室用 φ100×100m3/h×50Pa	設置場所：2階ｼｬﾜｰ室 設置台数：1台
RF-1'	換気扇	ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ φ150×420m3/h×50Pa	設置場所：2階育成室 設置台数：1台

換気設備新設機器表

記　号	名　称	仕　様	備　考
EF-1	換気扇	天井埋込形 φ150×550m3/h×50Pa（強ﾉｯﾁ） 単相　100V 消費電力　58W	設置場所：1階多目的室×2，2階育成室×2 設置台数：4台 付属品：ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ
EF-2	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ150×300m3/h×50Pa（強ﾉｯﾁ） 単相　100V 消費電力　7W	設置場所：2階多目的室 設置台数：1台 付属品：ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ
EF-3	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ150×180m3/h×50Pa（強ﾉｯﾁ） 単相　100V 消費電力　7W	設置場所：2階事務室 設置台数：1台 付属品：ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ
EF-4	換気扇	天井埋込形　24時間各機能付 φ100×150m3/h×50Pa（強ﾉｯﾁ） 単相　100V 消費電力　5W	設置場所：1階事務室 設置台数：1台 付属品：ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ
EF-5	換気扇	天井埋込形 φ150×220m3/h×50Pa 単相　100V 消費電力　44W	設置場所：1階男子ﾄｲﾚ，2階男子ﾄｲﾚ 設置台数：2台
EF-6	換気扇	天井埋込形 φ150×170m3/h×50Pa 単相　100V 消費電力　26W	設置場所：1階女子ﾄｲﾚ，2階女子ﾄｲﾚ 設置台数：2台
EF-7	換気扇	天井埋込形 φ100×100m3/h×50Pa 単相　100V 消費電力　14W	設置場所：1階ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ 設置台数：1台
EF-8	換気扇	天井埋込形　2室用 φ100×100m3/h×50Pa 単相　100V 消費電力　14W	設置場所：2階ｼｬﾜｰ室 設置台数：1台 付属品：ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ
RF-1	換気扇	ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ φ150×420m3/h×50Pa（強ﾉｯﾁ） 単相　100V 消費電力　77W	設置場所：2階育成室 設置台数：1台

※　消費電力は参考とする。

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	換気設備撤去機器表 換気設備新設機器表	No. M-05
調布市総務部営繕課			13 枚の内

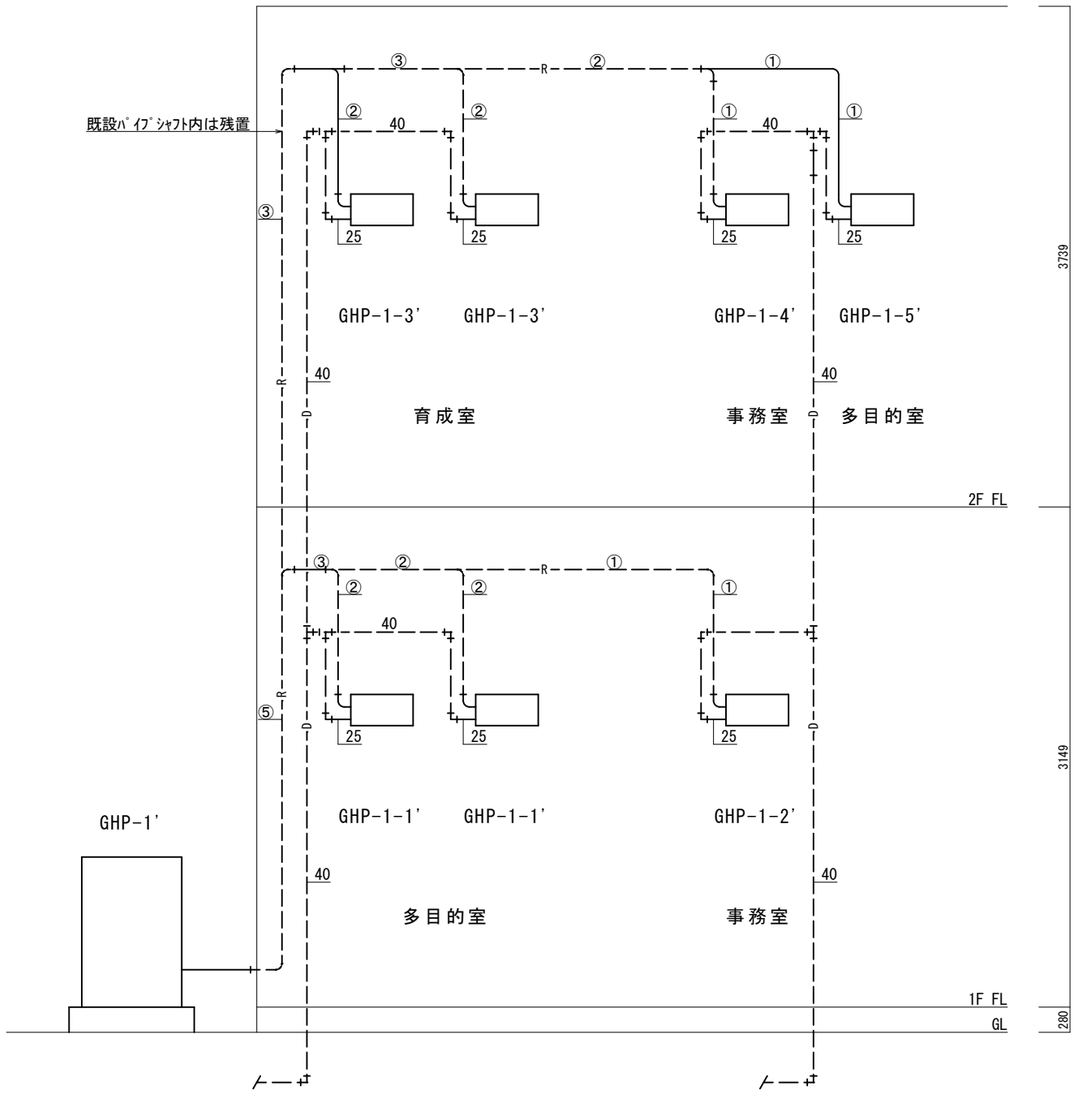

※　実線部分の機器及び配管を撤去する。

系統図（改修前）　NOSCALE

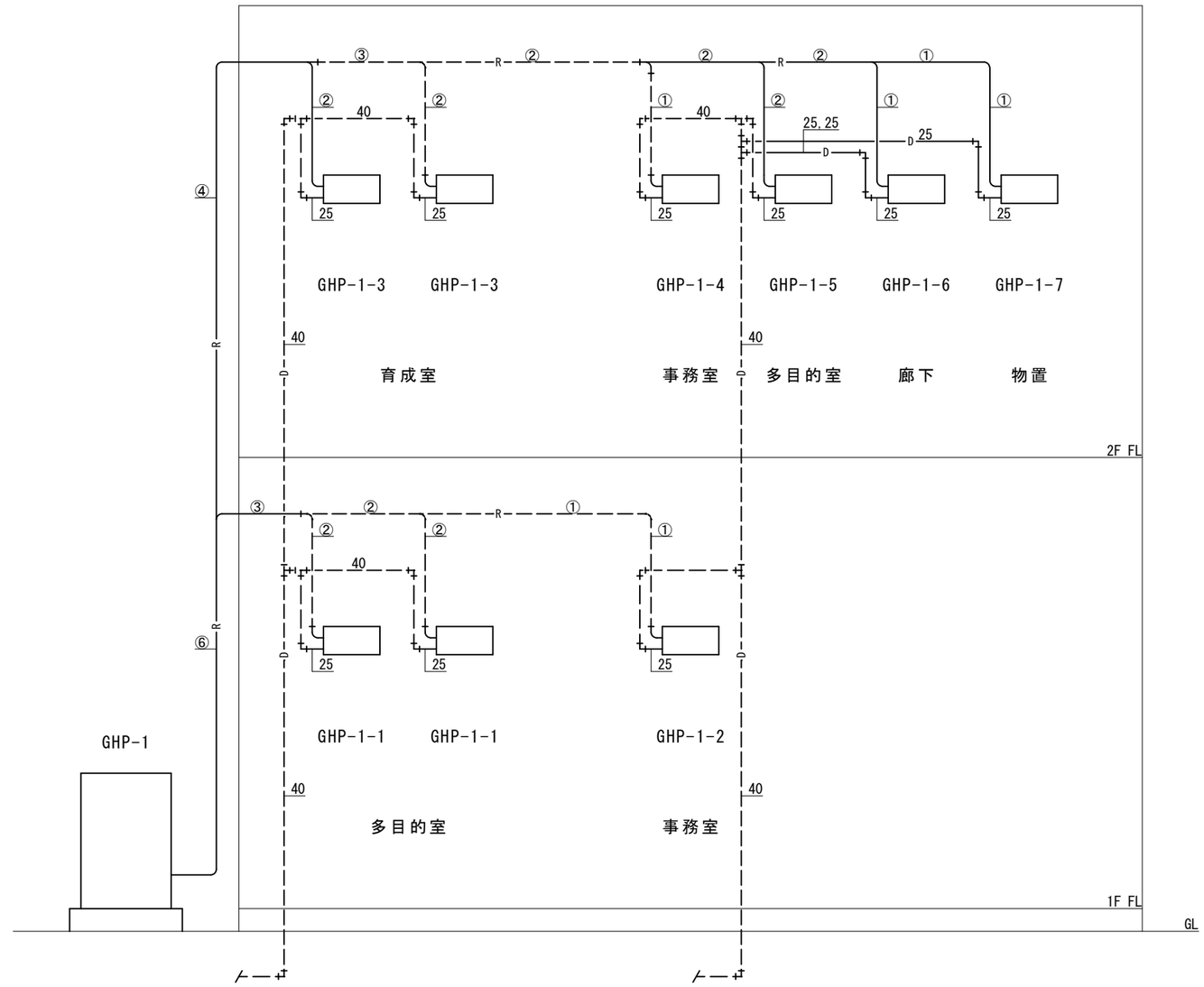

※　実線部分の機器及び配管を新設する。

系統図（改修後）　NOSCALE

冷媒管径

番　号	管　径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/22.22
④	12.70/28.58
⑤	15.88/28.58
⑥	15.88/31.75

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	電源線及び通信線は共巻，屋外部はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑﾗｯｷﾝｸﾞ仕上とする
——D——	ﾄﾞﾚﾝ管	硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管(VP)	
－－－－－	既設管	上記に準じる	

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	系統図（改修前） 系統図（改修後）	No. M-06
調布市総務部営繕課			13 枚の内

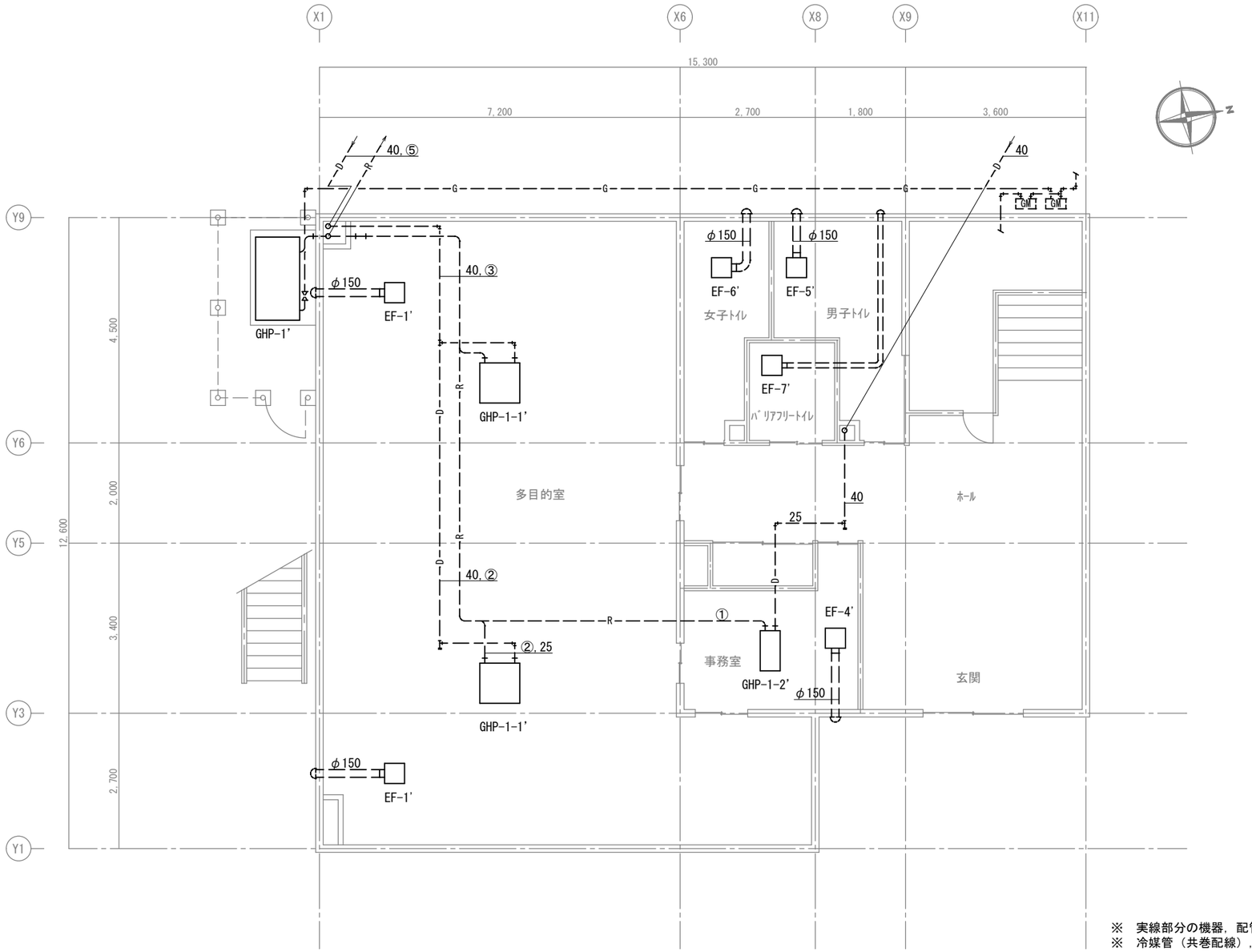

※　実線部分の機器，配管及びﾀﾞｸﾄを撤去する。
※　冷媒管（共巻配線），ﾄﾞﾚﾝ管及びｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄは，各機器について0.5mの新設を含む。

1階撤去平面図　S=1/100

冷媒管径

番　号	管　径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/22.22
④	12.70/28.58
⑤	15.88/28.58
⑥	15.88/31.75

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	電源線及び通信線は共巻
——D——	ﾄﾞﾚﾝ管	硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管(VP)	
——G——	ｶﾞｽ管	東京ｶﾞｽ指定品とする	
－－－－	既設管	上記に準じる	
	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板	
	既設ﾀﾞｸﾄ	上記に準じる	

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	1階撤去平面図	No. M-07
調布市総務部営繕課			13 枚の内

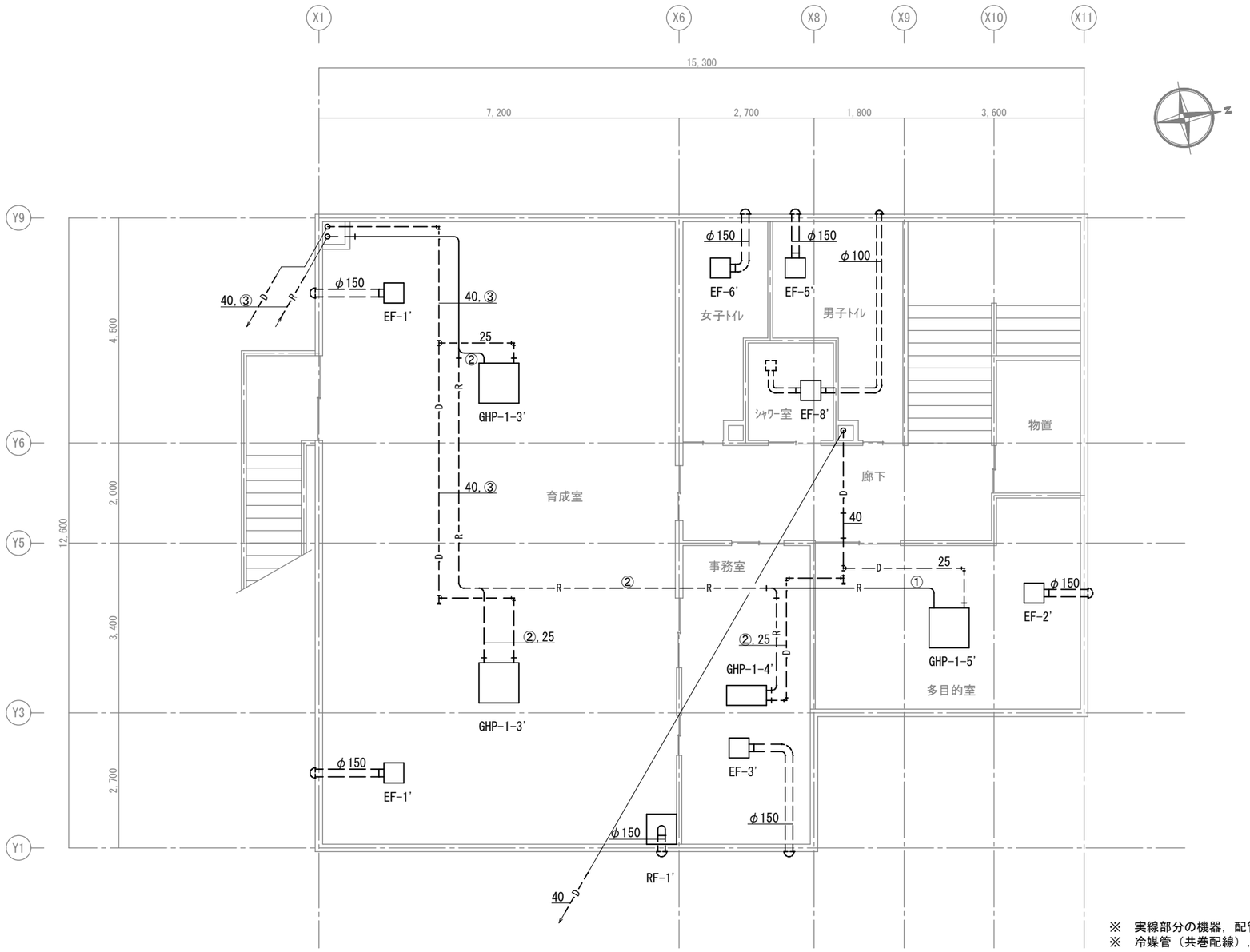

※　実線部分の機器，配管及びﾀﾞｸﾄを撤去する。
※　冷媒管（共巻配線），ﾄﾞﾚﾝ管及びｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄは，各機器について0.5mの撤去を含む。

2階撤去平面図　S=1/100

冷媒管径

番　号	管　径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/22.22
④	12.70/28.58
⑤	15.88/28.58
⑥	15.88/31.75

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	電源線及び通信線は共巻
——D——	ﾄﾞﾚﾝ管	硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管(VP)	
－－－－－	既設管	上記に準じる	
═══	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	溶融亜鉛ﾒｯｷ鉄板	
⊏═══⊐	既設ﾀﾞｸﾄ	上記に準じる	

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	2階撤去平面図	No. M-08
調布市総務部営繕課			13 枚の内

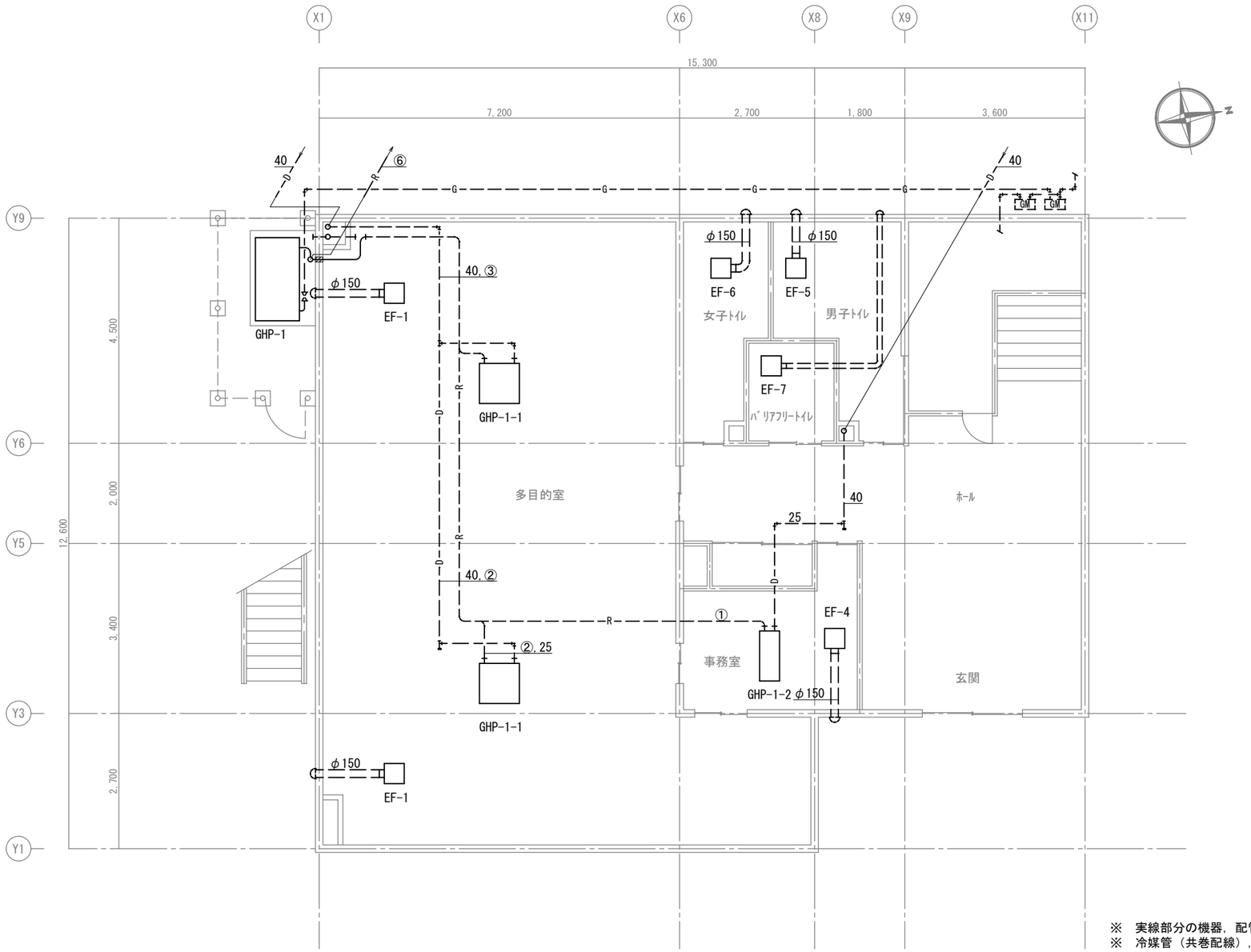

※　実線部分の機器，配管及びﾀﾞｸﾄを新設する。
※　冷媒管（共巻配線），ﾄﾞﾚﾝ管及びｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄは，各機器について0.5mの新設を含む。

1階新設平面図　S=1/100

冷媒管径

番　号	管　径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/22.22
④	12.70/28.58
⑤	15.88/28.58
⑥	15.88/31.75

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	電源線及び通信線は共巻，屋外部はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑﾗｯｷﾝｸﾞ仕上とする
——D——	ﾄﾞﾚﾝ管	硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管(VP)	
——G——	ｶﾞｽ管	東京ｶﾞｽ指定品とする	
－－－－	既設管	上記に準じる	
═══	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板	
⊏═══⊐	既設ﾀﾞｸﾄ	上記に準じる	

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	1階新設平面図	No. M-09
調布市総務部営繕課			13 枚の内

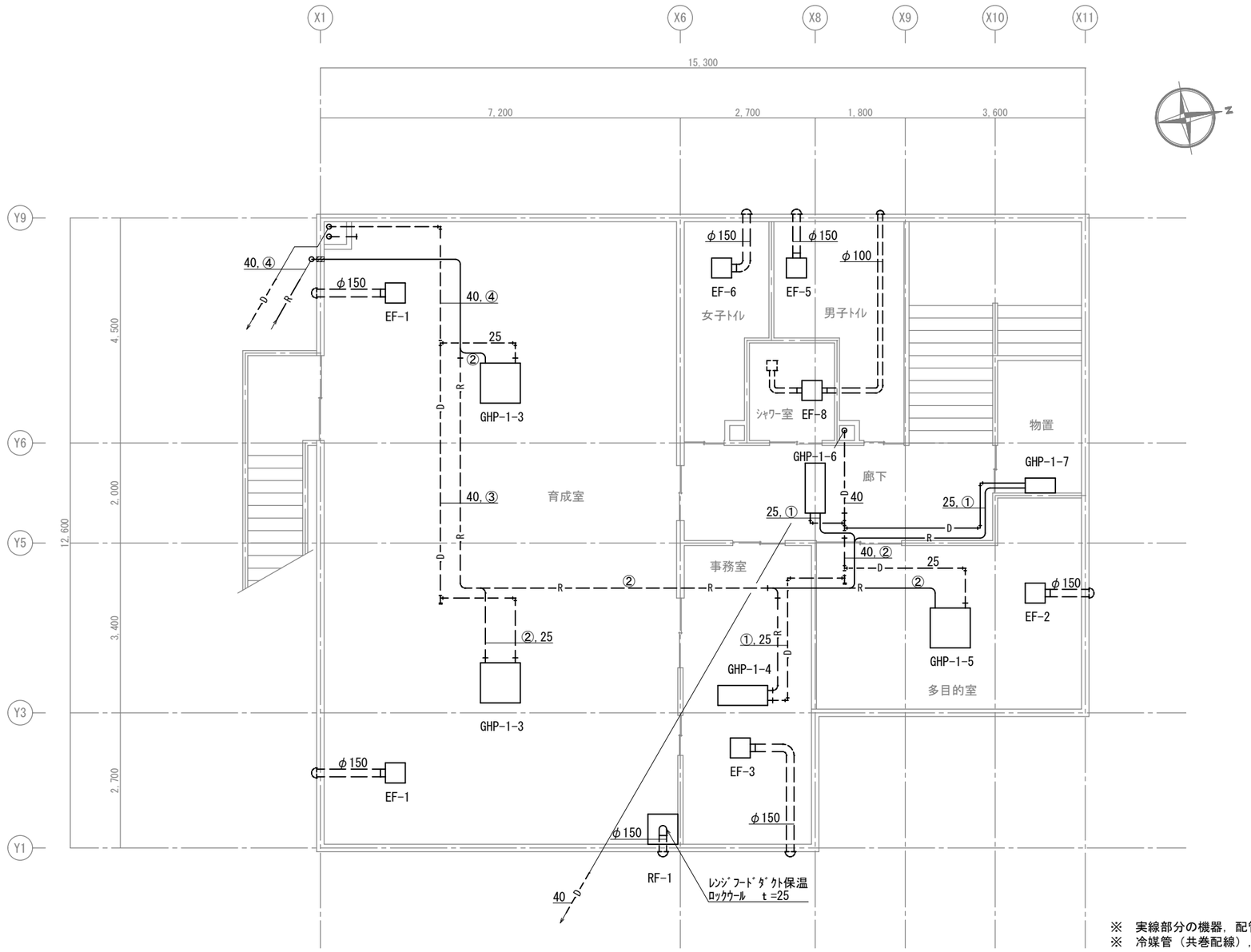

※　実線部分の機器，配管及びﾀﾞｸﾄを新設する。
※　冷媒管（共巻配線），ﾄﾞﾚﾝ管及びｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄは，各機器について0.5mの新設を含む。

2階新設平面図　S=1/100

冷媒管径

番　号	管　径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/22.22
④	12.70/28.58
⑤	15.88/28.58
⑥	15.88/31.75

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	電源線及び通信線は共巻，屋外部はｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑﾗｯｷﾝｸﾞ仕上とする
——D——	ﾄﾞﾚﾝ管	硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管(VP)	
－－－－－	既設管	上記に準じる	
	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	溶融亜鉛ﾒｯｷ鉄板	
	既設ﾀﾞｸﾄ	上記に準じる	

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	2階新設平面図	No. M-10
調布市総務部営繕課			13 枚の内

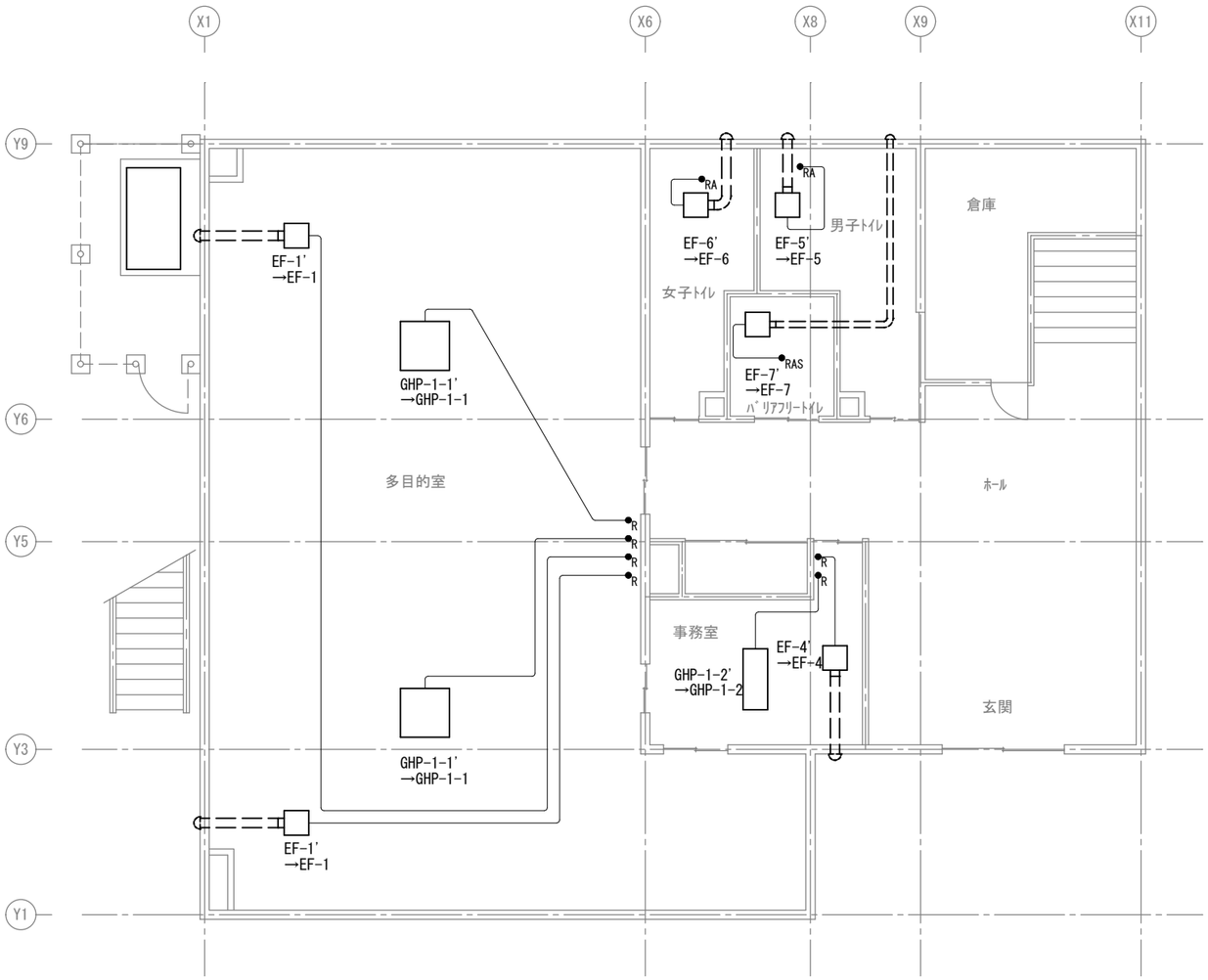

１階ﾘﾓｺﾝ改修平面図　S=1/100

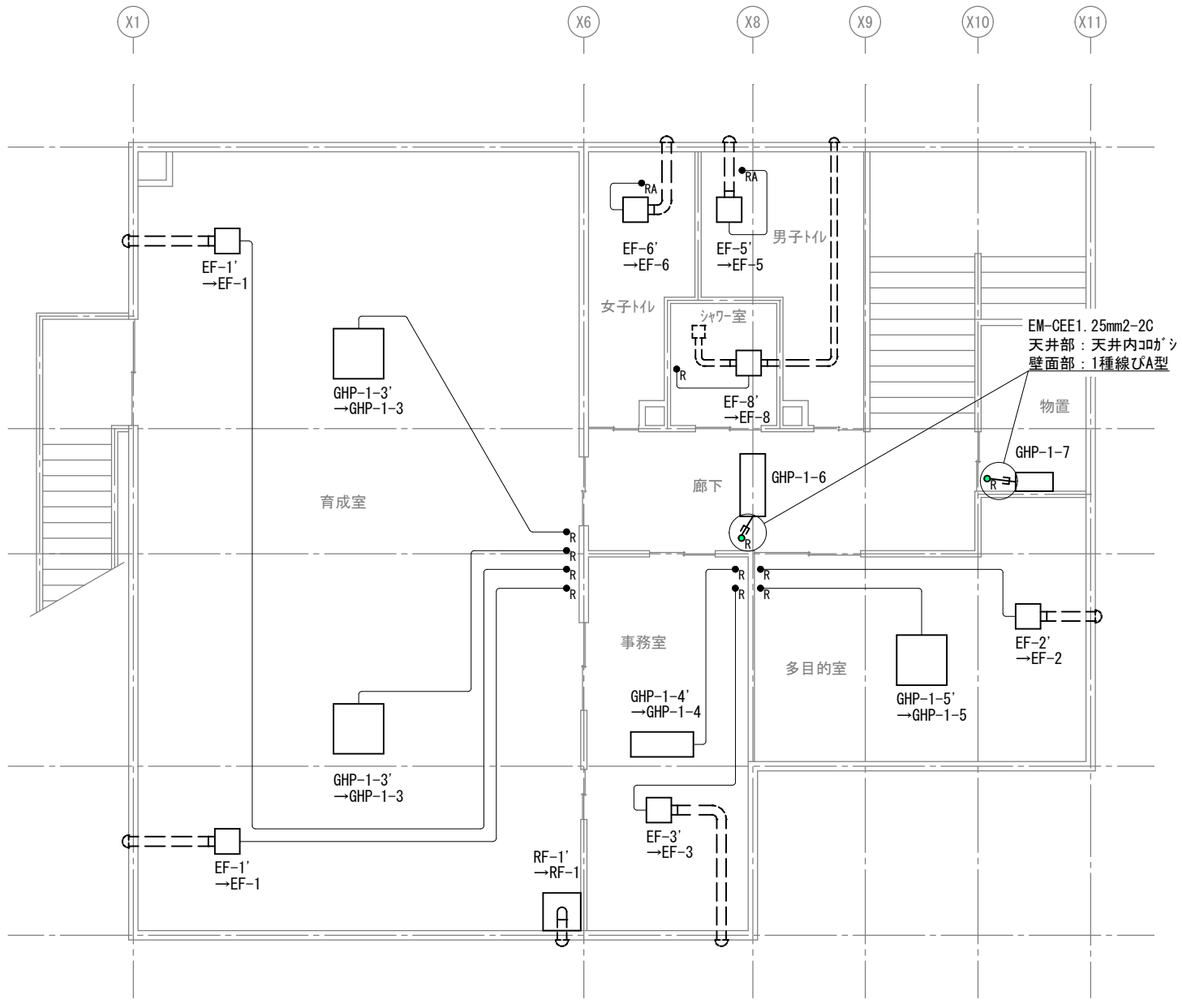

２階ﾘﾓｺﾝ改修平面図　S=1/100

凡　例

記　号	名　称	仕　様	備　考
R	ﾘﾓｺﾝ	空調機付属品	
	ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ	換気扇付属品	
RAS	熱線式自動ｽｲｯﾁ	ｾﾝｻ内蔵	既設再使用
RA	熱線式自動ｽｲｯﾁ	ｾﾝｻ別置形	既設再使用
――――	ﾘﾓｺﾝ線	EM-CEEｹｰﾌﾞﾙ	

※　GHP-1-6及びGHP-1-7のﾘﾓｺﾝ線は，EM-CEE1.25mm2-2Cを使用し，
天井部は天井内ｺﾛｶﾞｼ，壁面部は1種線ぴA型とする。
前述以外の機器のﾘﾓｺﾝ線は，既設再使用とする。

※　ﾘﾓｺﾝ新設部は，2個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽを使用する。

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	1階ﾘﾓｺﾝ改修平面図 2階ﾘﾓｺﾝ改修平面図	No. M-11
調布市総務部営繕課			13 枚の内

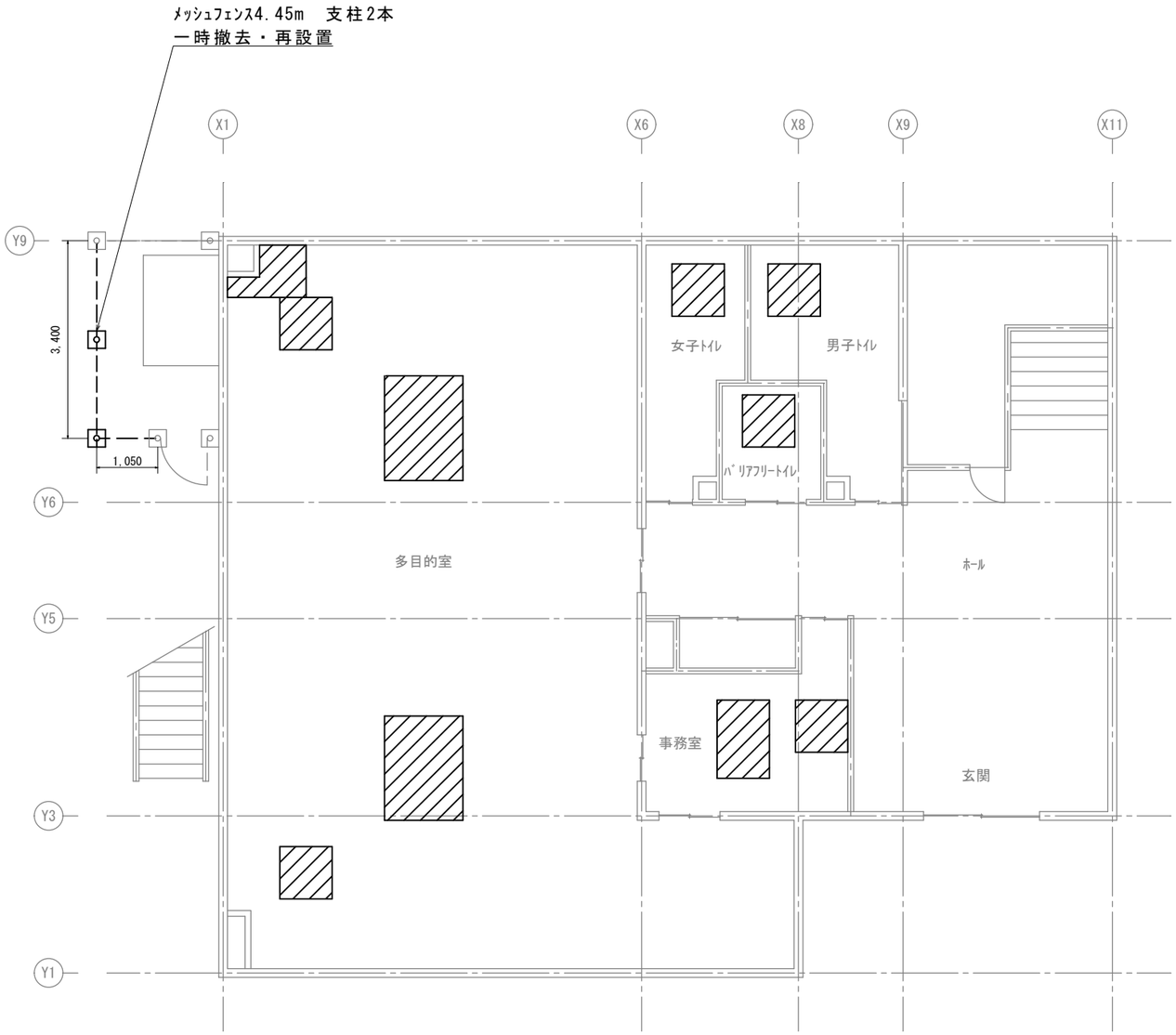

１階天井改修平面図　S=1/100

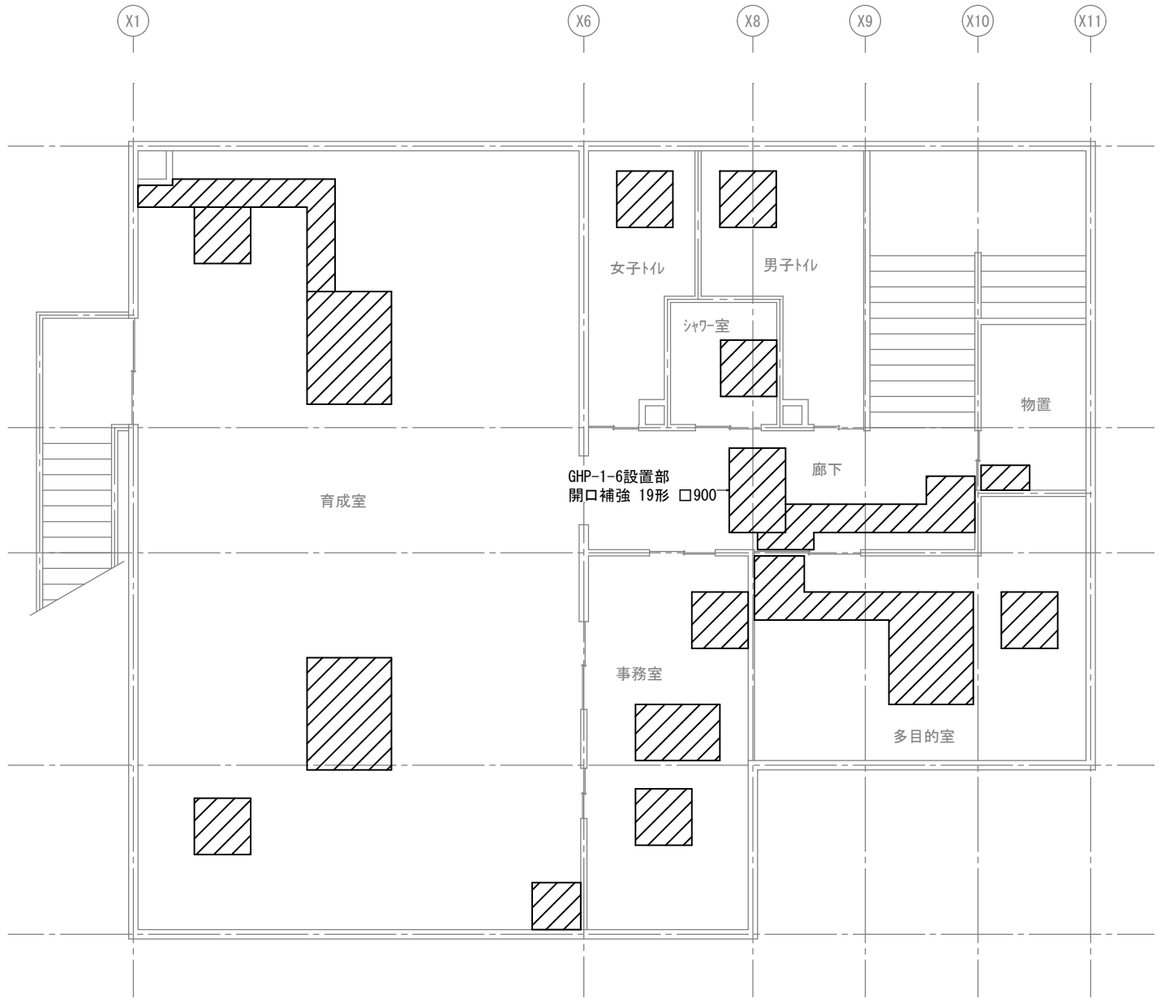

２階天井改修平面図　S=1/100

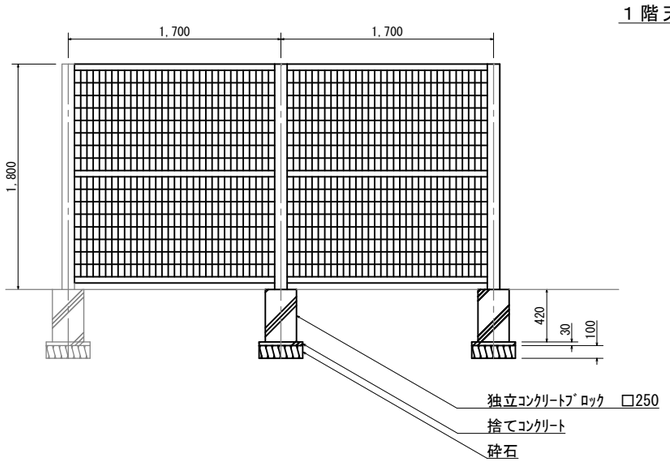

ﾌｪﾝｽ詳細図　S=1/50

天井材撤去・新設範囲

天井材

２階

仕様	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ敷 t=100（一時撤去・再設置）
撤去・新設面積	20m2

１階

仕様	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5
撤去・新設面積	12m2

※　機器の更新において，天井下地材を切断する場合は
　　開口補強を設置すること。

件　名	調布市立第二小学校学童クラブ及び第二小あそビバ 空調設備改修工事		
令和7年度	令和7年12月	１階天井改修平面図 ２階天井改修平面図 ﾌｪﾝｽ詳細図	No. M-12 13 枚の内
調布市総務部営繕課			